

① 件名
石巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、介護保険法等が改正され、これまで国の法令で定められていた介護保険の居宅サービス及び施設サービスの指定基準が都道府県及び市町村の条例で定めることとされた。</p> <p>また、この法律の施行に伴う厚生労働省関係省令において、地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員が4人以下から1人に改正されたが、居室の定員は、地方公共団体が地域の实情に応じて条例で定めることが可能とされている。</p> <p>【目的】 今般の介護サービスにおけるニーズの多様化に対応するため、石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員の見直しを行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 介護保険法（平成9年法律第123号） 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成23年 5月 2日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布（平成24年4月1日施行）</p> <p>10月 7日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布（平成24年4月1日施行）</p> <p>平成24年12月25日 「石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の公布（平成25年4月1日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>居室の定員については、これまで国に準拠し1人としていたが、地域の实情を踏まえ市長が必要と認めた場合は4人以下とすることができるよう見直しをするもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 利用者負担額が安価な多床室の整備を可能とすることにより、利用者の施設選択の多様性に対応するとともに、経済的負担の軽減が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>現在県内で居室の利用定員が4人以下の自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県（利用定員30人以上の広域型介護老人福祉施設） ・県内6市（仙台市、気仙沼市、白石市、岩沼市、登米市、東松島市）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
平成30年	9月	市議会第3回定例会へ石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を提案 (公布の日から施行)
	11月	地域密着型介護老人福祉施設の指定候補事業者の選定
平成31年度		地域密着型介護老人福祉施設の施設整備着工、指定、開設
⑨ その他		